

水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例を
公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 2 4 号

水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関 する条例

水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（
昭和 4 1 年板橋区条例第 2 7 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）第 4 5 条の
規定による水防に従事した者に係る損害補償及び災害対策基本法（昭
和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 8 4 条第 1 項（原子力災害対策特別措置
法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 8 条第 1 項の規定により読み替
えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事し
た者に係る損害補償を的確に行うことを目的とする。

（損害補償を受ける権利）

第 2 条 水防法第 2 4 条の規定により水防に従事した者又は災害対策基
本法第 6 5 条第 1 項（同条第 3 項（原子力災害対策特別措置法第 2 8
条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において
準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第 2 8 条第 2 項の規定に
より読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基
本法第 6 5 条第 2 項において準用する同法第 6 3 条第 2 項の規定によ
る応急措置の業務に従事した者（以下「水防従事者等」という。）が
水防又は応急措置の業務（以下「水防業務等」という。）に従事した
ことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は水防業務等
に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障が
いの状態となったときは、区長は、損害補償を受けるべき者に対して、

その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

第3条 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることはできない。

（損害補償の申請）

第4条 損害補償を受けようとする者は、板橋区規則（以下「区規則」という。）で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

（損害補償の基準）

第5条 損害補償の種類その他の損害補償の基準については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）に定められているものの例による。

（審査請求）

第6条 区が行う水防従事者等の死亡、負傷又は疾病が水防業務等に従事したものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服がある者は、区長に対して、審査請求をすることができる。

（報告・出頭等）

第7条 区は、審査又は損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

（損害補償費の返還）

第8条 区は、水防従事者等に対してこの条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該水防従事者等に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

2 偽りその他不正の手段により、損害補償を受けた者があるときは、区は、その損害補償に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 この条例による改正前の水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第2項及び第3項（同項第1号に該当する扶養親族に係る部分に限る。）の規定は、適用日から施行の日の前日までの間に支給すべき事由の生じた損害補償については、なおその効力を有する。
- 3 適用日から施行の日の前日までの間において、旧条例第5条第2項及び第3項（同項第1号に該当する扶養親族に係る部分を除く。）の規定に基づき支払われた損害補償（適用日から施行の日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）は、この条例による改正後の水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

東京都板橋区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 2 5 号

東京都板橋区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都板橋区長等の退職手当に関する条例（昭和 3 5 年板橋区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（国家公務員から引き続いて副区長に選任された者に係る退職手当の特例）

第 6 条 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。）を退職した者（当該退職により同法の規定による退職手当の支給を受ける者を除く。）で当該退職の日又はその翌日に副区長に選任されたもの（以後引き続いて副区長の退職の日又はその翌日に副区長に選任された場合を含む。）については、その者の同法に規定する国家公務員としての勤続期間は、副区長としての勤続期間に通算する。

2 前項に規定する者の退職手当の額は、前 3 条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 副区長に選任された日から退職した日（副区長から引き続いて副区長に選任された場合は、副区長としての最終の退職の日。以下この号において同じ。）までの勤続期間及び退職した日におけるその者の副区長としての給料月額を基礎として、前 3 条の規定の例により計算した額

(2) 前項の規定により副区長としての勤続期間に通算される国家公務員としての勤続期間及び副区長に選任される直前の国家公務員を退

職した日に受けていたその者の俸給月額（当該俸給月額に改定があった場合には、副区長としての最終の退職の日における改定後の俸給月額）に相当する額を基礎として、職員の退職手当に関する条例（昭和３５年板橋区条例第１１号）の規定の例により計算した額

３ 第１項に規定する者が副区長を退職した場合において、その者が当該退職の日又はその翌日に再び副区長に選任されたときは、引き続き在職したものとみなし、第２条の規定にかかわらず、当該退職に係る退職手当は、支給しない。

４ 第１項に規定する者が副区長を退職した場合において、その者が当該退職の日又はその翌日に再び国家公務員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和８年３月３１日から適用する。

東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 2 6 号

東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例

東京都板橋区特別区税条例（昭和 3 9 年板橋区条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「または」を「及び」に改め、同条第 2 項中「または」を「又は」に改め、同条第 3 項中「以下本項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 1 9 条の 2 第 1 項に次の 1 号を加える。

- (4) 所得税法第 7 8 条第 2 項第 4 号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）第 6 条の規定による東京都知事の認可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連するもの

第 1 9 条の 2 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 2 3 条第 1 項ただし書中「及び第 2 4 条の 3 第 1 項」を「並びに第 2 4 条の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「次条第 1 項において同じ。」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 2 4 条の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条にお

いて同じ。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、府令で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第9条第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。))の支払を受ける第9条第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。))であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。))若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者

第24条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同

条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他府令で定める事項

付則第2条の3を次のように改める。

第2条の3 削除

付則第3条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

付則第3条の5の前の見出し及び同条を削る。

付則第3条の5の2に見出しとして「（区民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「付則第3条の5の2第1項」を「付則第3条の5第1項」に改め、同条を付則第3条の5とする。

付則第3条の6中「付則第13条の2第1項」の次に「、付則第13条の3第1項」を加え、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

付則第4条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条

第２項中「、付則第３条の５の２第１項」を削る。

付則第５条の２中「附則第７条の２第４項」の次に「（法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

付則第８条第３項第２号、付則第９条第３項第２号及び付則第１０条第３項第２号中「、付則第３条の５第１項及び付則第３条の５の２第１項」を「及び付則第３条の５第１項」に改める。

付則第１１条第１項各号列記以外の部分中「令和８年度」を「令和１１年度」に改め、同条第２項中「令和８年度」を「令和１１年度」に、「附則第３４条の２第５項」を「附則第３４条の２第６項」に、「附則第３４条の２第１０項」を「附則第３４条の２第１２項」に改め、同条に次の１項を加える。

- ４ 第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付則第１２条第５項第２号及び付則第１３条第２項第２号中「、付則第３条の５第１項及び付則第３条の５の２第１項」を「及び付則第３条の５第１項」に改める。

付則第１３条の２の次に次の１条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第13条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第15条第1項及び第2項並びに第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第13条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項前段、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条の3第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第21条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額または付則第13条の3第1項

に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは付則第13条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第14条第2項第2号中「、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」を「及び付則第3条の5第1項」に改める。

付則第14条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第14条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項」を「及び第3条の5第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第15条の改正規定、付則第3条の5の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分を除く。）、付則第4条の改正規定、付則第8条から第10条までの改正規定、付則第11条の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分に限る。）、付則第12条の改正規定、付則第13条の改正規定及び付則第14条から第14条の3までの改正規定 公布の日
- (2) 第19条の2第2項の改正規定並びに付則第3条の6の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、付則第5条の2の改正規定及び付則第1

1 条の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第 5 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日

- (3) 付則第 3 条の 6 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第 13 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 4 項及び第 6 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

（経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の東京都板橋区特別区税条例（以下「新条例」という。）第 19 条の 2 第 1 項第 4 号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」と、「関連するもの」とあるのは「関連するもの又は同法による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正 11 年法律第 62 号）第 2 条第 1 項の規定による東京都知事若しくは東京都教育委員会の許可を受けた同法第 1 条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したもの」とする。

2 新条例第 24 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 24 条の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の東京都板橋区特別区税条例第 24 条の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 新条例付則第 3 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号。以下この項において「所得税法等改正

法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

- 4 前条第3号に掲げる規定による改正後の東京都板橋区特別区税条例付則第3条の6の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第6項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度

以後の年度分の区民税について適用し、３号施行日の属する年度分までの区民税については、なお従前の例による。

- ５ 新条例付則第１１条第４項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が前条第２号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第１１条第１項の土地等の譲渡について適用する。
- ６ 新条例付則第１３条の３の規定は、３号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の区民税について適用する。

東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例の一部
を改正する条例を公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 2 7 号

東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する
条例の一部を改正する条例

東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例（平成
2 6 年板橋区条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 4 項中「板橋区いじめ問題専門委員会」を「板橋区いじめ
問題等専門委員会」に改める。

第 1 4 条の見出し中「重大事態」を「重大事態等」に改め、同条第 1
項中「教育委員会及び」を「教育委員会又は」に改め、同条第 2 項中「
前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に
次の 1 項を加える。

2 区及び学校（幼稚園及び保育所を除く。以下この項において同じ。）

は、前項に規定する場合以外の場合であって、学校に在籍している児
童又は生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が生じたときは、当該
死亡事案に係る事実関係を明確にするため、速やかに、教育委員会又
は学校に組織を設け、調査を実施するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都板橋区立公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 2 8 号

東京都板橋区立公園条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立公園条例（昭和 3 6 年板橋区条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 5 条」を「第 2 6 条」に改める。

第 1 3 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項のほか、付帯設備を使用しようとする者からは、付帯設備の 1 利用単位につき 1, 0 0 0 円を超えない範囲内で規則で定める額の使用料を徴収する。

第 1 9 条中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 第 1 1 条の規定による有料施設（付帯設備を含む。）の使用の承認に関する業務

第 1 9 条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 第 5 条の規定による公園の行為の許可に関する業務

第 2 5 条を第 2 6 条とし、第 2 4 条を第 2 5 条とし、第 2 3 条の次に次の 1 条を加える。

（利用料金）

第 2 4 条 指定管理者から第 5 条の許可を受けた者は、指定管理者に当該許可の占用に係る料金を納付しなければならない。この場合において、第 1 0 条の規定は、適用しない。

- 2 有料施設を使用しようとする者は、指定管理者に有料施設の使用に係る料金を納付しなければならない。この場合において、第 1 3 条の規定は、適用しない。

3 前2項に規定する料金（以下「利用料金」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ区長の承認を得て定めるものとする。

(1) 公園の占用に係る料金 第10条第1項に定める公園の占用料の額

(2) 有料施設の利用に係る料金 第13条第1項に定める有料施設の使用料の額及び同条第2項の規定により付帯設備の使用料として規則で定める額

4 区長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

5 指定管理者は、区長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、区長が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

別表第3に次のように加える。

交通 遊具	大型	おとな 1人園路1周につき	200円
		こども 1人園路1周につき	100円
	小型	1人1台につき 10分間	100円
集会 室	板橋公園内第1集会室	午前（午前9時から正午まで）	600円
		午後（午後1時から午後4時30分まで）	800円
		夜間（午後5時から午後9時まで）	700円
	板橋公園内第2集会室	午前（午前9時から正午まで）	600円
		午後（午後1時から午後4時30分まで）	800円
		夜間（午後5時から午後9時まで）	700円

備考

1 この表において「おとな」とは、中学生（これに準ずる者を含

む。)以上の者をいい、「こども」とは、3歳以上小学生（これに準ずる者を含む。）以下の者をいう。

2 3歳未満の者は、交通遊具の使用料を無料とする。

付 則

- 1 この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。